

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### 《人口構造》

2015年の国勢調査によると、本市の人口は31,842人で、2010年からは1,000人を超える減少となった一方、世帯数は10,913世帯で、2010年から172世帯増加した。

人口減少が進む中で世帯数は増加していること、世帯当たり人員は減少していることから核家族化とその縮小の傾向がみられる。

また、年齢構成は15歳から64歳の生産年齢人口の割合が減少傾向であるのに対し、65歳以上の割合が増加傾向であり、高齢化率は1995年の18.5%から2015年には28.5%と10ポイント上昇している。

##### 《産業構造》

本市の就業人口は増加基調が続いていたが、2000年の17,170人をピークとして減少に転じ、2015年には15,837人となった。

就業人口の内訳では第一次産業が減少を続け、1,430人、第二次産業も減少傾向にあり4,224人、第三次産業について割合は増加しているものの実数は10,183人と減少している。

##### 《中小企業者の実態等》

佐賀県内経済情勢の先行きについても、「雇用環境の改善が続くなか、緩やかに景気回復に向かうことが期待される」とされているが、中小企業の中でも小規模企業が多数を占める本市では、景気回復の実感がなく依然として厳しい状況が続いている。

市内事業者数も減少傾向が続いており、また、需要開拓や事業承継等の小規模事業者の課題も山積している。

このような実態に鑑み、限られた人員の中で設備投資を通じて労働生産性の向上を図るため、本計画を策定する。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の設備投資を促し、同計画実現のため、計画期間中に30件程度の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画認定事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

中小企業者の幅広い取組を促すため、導入を促進する本計画の対象となる先端設備等の種類は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

対象地域については、本市における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象地域は、神埼市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、本市の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、対象業種・事業は、全業種、全事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・反社会的勢力に関係する事業所に対し、認定は行わない。
- ・市税の滞納のある事業所に対し、認定は行わない。